

回答書

令和7年 4月17日
担当部局名 デジタル政策課

開札日 令和7年4月28日
入札番号 第15号
案件名 令和7年度事務用パソコン機器リース

質問内容	回答内容
仕様書 9. (7) 納期遅延が発生した場合および納入物件に瑕疵があった場合は、納入業者に責任の所在がありリース会社には責任は無いという理解でよろしいでしょうか？	お見込みの通り。
仕様書 9. (7) 世界情勢や半導体不足の影響等により機器調達が仕様書の納期に間に合わなかった場合、変更契約などの対応についてご協議頂くことは可能でしょうか？ また納期遅延が生じた場合、当社への指名停止等の処分、違約金等のペナルティは無く、納入業者を含めた協議にご対応頂くことは可能でしょうか。	はい、可能です。 また、受注者の責めに帰すような事由がない場合には、指名停止等の処分とならないことを申し添えます。
リース期間満了後、データ消去作業が発生する場合は、リース会社負担ではなく、鹿沼市様にてご負担およびご対応頂くという理解で問題ありませんでしょうか？	お見込みの通り。

物品の搬入や設定作業、保守業務等はリース会社では直接の対応が困難であるため、必要に応じて当該業務の対応可能な納入業者や保守業者へ委託しても問題ありませんでしょうか。

またその際に必要となる手続き等がありましたらご教示いただけますでしょうか。

左記業務は、納入業者の物品納入業務に含んでおりますので、追加の手続きは不要です。